

令和元年会社法改正一対応テキスト

【2021年向けINPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、令和元年の会社法改正に対応させるため、テキスト（INPUT編）の一部改訂を行いましたので、以下の記述に基づき当該テキストをご使用頂きますようお願い致します。

変更箇所は赤字で記載しています。

また、講義動画は、変更部分につき特に説明が必要と判断した部分につき、差替・追加の編集を行っておりますので、併せてご確認頂きたく存じます。動画の差替えを行ったページには、下記ページ冒頭に「動画差替・追加」と表記しています。

なお、令和元年会社法改正のうち、2021年4月1日時点で未施行の論点（令和3年度本試験の出題範囲とならないと予想されるもの）は、今回除外していますので、あらかじめご了承ください。

【テキスト I】 P 16

③少数株主権

a 株主が権利行使するのに、一定の株式の保有を要件とするもの

理由	ex. 会計帳簿の閲覧請求 3/100以上(433) ※結果的に権利行使できる株主とできない株主が生じるので、株主平等原則に反するが、 <u>株主の権利濫用を防止するために法が特に許容した例外規定。</u>
-----------	--

b 株主が単独で満たす必要なし

⇒ 複数の株主が合計して満たせば、共同して行使できる

少数株主権	持株要件(注1)		保有期間
	議決権	発行済株式数(注2)	
① 解散の訴え提起権(833)	1/10以上	1/10以上	無
② 会社の業務及び財産の状況の調査のための検査役選任請求権(358)	3/100以上	3/100以上	
③ 会計帳簿・資料の閲覧・謄写請求権(433 I)			
④ 子会社の会計帳簿・資料の閲覧・謄写請求権(433 III)			
⑤ 清算人の解任請求権(479 II)	3/100以上	3/100以上	6ヶ月(注4)
⑥ 役員(取締役・会計参与・監査役)の解任請求の訴え提起権(854 I)	3/100以上	3/100以上	
⑦ 株主総会の招集請求権・招集権(297 I・297 IV)(注3)			
⑧ 株主総会の招集手続等に関する検査役を選任請求権(306) ★			
⑨ 株主総会の議題追加請求権(303)	1/100以上	/	
⑩ 議案の要領の通知請求権(305) (注6)	又は 300個以上(注5)		

(注1) 1/10・1/100・3/100の保有割合、300個の保有個数は、定款の定めにより、引き下げ可能(833 I・358 I・433 I・297 I・479 II・854 I・306 I・305 I)。

(注2) 完全無議決権株主であっても、原則的にその権利行使が認められる。

(注3) 株主総会の招集を請求した株主が自ら株主総会を招集するときは、裁判所の許可が必要(297 IV)

(注4) 6ヶ月の期間は、定款の定めにより短縮可能。また、非公開会社の場合は保有期間の要件はない(297 II・303 III・305 II・306 II・479 III・854 II)。

(注5) 取締役会非設置会社の場合は、単独株主権である(303 I・305 I 本文)。

(注6) 取締役会設置会社

⇒ 同一の総会における議案の要領の通知請求権に係る議案の数は「10」を上限とする(305 IV-令和元年改正)

※取締役会非設置会社には、当該制限規定の適用なし。

<p>★</p> <p>取締役会 <u>非設置</u> 会社</p> <p><u>株主総会において決議することができる事項の全部</u>について議決権を行使することができない株主 (<u>完全無議決権株主</u>) を除く。</p> <p>取締役会 <u>設置</u> 会社</p> <p><u>当該株主総会において議題となる事項の全部</u>につき議決権を行使することができない株主は除く。</p>
--

決議事項	
普通決議 (324I)	① 拒否権付種類株式 ⇒株主総会・取締役会・清算人会の決議の承認・不承認 ② 取締役・監査役選任権付種類株式 ⇒取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任解任・監査役の選任
特別決議 (324II)	① 全部取得条項付種類株式についての定款の定めの設定（111II・108I⑦） ② 譲渡制限株式の募集事項の決定（199N）・募集事項の決定の委任（200N） ③ 譲渡制限株式を目的とする募集新株予約権の募集事項の決定（238N）・募集事項の決定の委任（239N） ④ 下記表の a～h の行為をする場合にある種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合（322I）（注1） ⑤ 取締役・監査役選任権付種類株式 ⇒ <u>監査役</u> の解任（339I・347II）・監査等委員である取締役の解任（324II⑥株式会社法江頭P577） ⑥ 合併などの対価として譲渡制限株式を交付するとき（795N） （譲渡制限株式を引受ける者の募集について、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除く。） ⑦ <u>株式交付親会社</u> が対価として、株式・新株予約権等の譲渡人に譲渡制限株式を交付するとき（816の3III）（譲渡制限株式を引受ける者の募集について、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除く。）
特殊決議 (324III)	① 譲渡制限株式についての定款の定めの設定（111II・108I④） ② 合併等の対価として譲渡制限株式等を交付されるとき（783III・804III）

a 次に掲げる事項についての定款の変更（会社法111条1項又は2項に規定するものを除く。）

イ 株式の種類を追加 ex. A普通<B優先<C優先 -このC優先株式を新たに追加

ロ 株式の内容の変更 ex. A普通<B優先 -このBの優先性を引下げる（注1）

ハ 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加（注2）

a' 特別支配株主の株式売渡請求に対する対象会社の承認（承認決議は、取締役会 or 取締役の過半数の一致）

b 株式の併合又は株式の分割

c 株式無償割当て

d 株主割当による株式の募集

e 株主割当による新株予約権の募集

f 新株予約権無償割当て

g 合併等の組織再編行為

h 株式交付

（注1）単元株式数の定めも独立の種類株式にはなり得ないが、「種類株式の内容」となる。

（注2）A普通<B優先-このB優先の発行可能種類株式総数を増加

※その後、実際に発行されることを考えるとA普通に影響を与える。

【定款で種類株主総会の決議不要とできるもの】-重要ポイント表05 (注1)

① 譲渡制限株式の募集事項の決定(199Ⅵ) 募集事項の決定の委任(200Ⅳ)
② 譲渡制限株式を目的とする募集新株予約権の募集事項の決定(238Ⅳ) 募集事項の決定の委任(239Ⅳ)
③ 上記 a (a'を除く)のうち単元株式数は0(注2) その他×(注3)
④ 上記 a' + b ~ h (322ⅡⅢ) (注2)

(注1) このような定めがあれば、当該種類株主の事前の期待を損なうことがないから。

(注2) これについて定款で種類株主総会の決議不要と定めるには、定款変更のための特別決議に加え、当該種類株主全員の同意を要する(322Ⅳ)

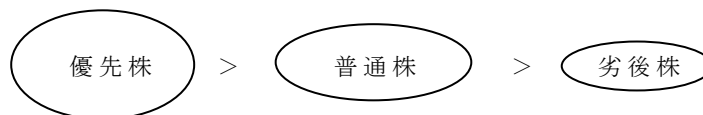
→この種類株主総会不要という定めも、「各種類の株式の内容」となり(322Ⅱ)、登記事項となる。
決議不要とできるもののうち、一部についてののみ決議を要しない旨を定めることはできない。

(注3) これらの変更はある種類の株主に特に大きな影響を与える可能性があるので、種類株主総会の決議による保護が不可欠と考えられた。単元株式数の定めに関する定款変更は、実質的に株式併合や株式分割と同じ効果を持つ(株式を分割しながら分割割合の数の株式を一単元とすることにより、株主に対する管理コストを削減できる)ので、定款での排除も同様に認めることとした。

(1) 剰余金の配当・残余財産の分配に関する種類株式

① 剰余金の配当・残余財産の分配について、優先的又は劣後的地位を有する種類株式を発行できる。

普通株	標準となる株式
優先株	優先的な取扱を受ける株式
劣後株	劣後的な取扱を受ける株式 ex. 会社再建のため特別な関係にある者が引き受ける
混合株	ある点では優先的で他では劣後的な株式 ex. 剰余金では劣後、残余財産分配では優先



この場合には、以下に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない(108Ⅱ①)

【剰余金の配当】

a 当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法
b 剰余金の配当をする条件
c その他剰余金の配当に関する取扱いの内容

3 株主提案権

	議題の追加を請求する権利 (303)		議案の要領の通知を請求する 権利(305)	議案を提出する権利(304)	
内容	一定の事項を会議の目的とする ことを請求する(注1)		会議の目的事項について自己の 議案の要領を株主に通知するこ とを請求する(注2)	会議の目的事項につき議案を提 出する	
行使要件	持 株 数 に よ る 制 限	取締役会非設置会社	単独株主権(注3)		
		取 締 役 会 設 置 会 社	非公開会社	総株主の議決権の100分の1以上(注 4)の議決権 or 300個以上(注4) の議決権を有する株主	単独株主権
		公開会社	総株主の議決権の100分の1以上(注 4)の議決権 or 300個以上(注4) の議決権を6ヶ月前(注5)から引き 続き有する株主		
	期 間	株主総会の8週間前まで (取締役会非設置会社の場合に議題の追加を請求するときは制 限なし)(注6)		規定なし	
方 法	取締役に對して行使する		株主総会において行使する		
拒否事由	① その議題につき、当該株主が 議決権を行使できないとき (303I) e x . 議決権制限株式で制限さ れた議決権に関する議題 は提案不可 ② 株主総会の決議事項に含まれ ていないとき(注7)		① その議案につき、当該株主が議決権を行使できないとき ② 同一の議案について総株主の議決権の10分の1以上(注4)の賛 成を得られなかった日から3年を経過していないとき (注8)(注9) ③ 請求された議案が法令 or 定款に違反する場合(注10) (注11)		

(注1) 提案権を行使した株主が欠席した場合でも、総会の会議の目的として取り上げなければならない。

(注2) 株主が提案した議題についてのものと会社が定めた議題のものといずれでもOK
後者は修正提案・反対提案が含まれる。

(注3) 取締役会非設置会社は、所有と経営が分離されておらず、株主の意思決定に制約を加えるべきでないため。

(注4) 定款で下回る割合 or 数を定めることができる。

「総株主の議決権の数」 議題提案権：その「一定の事項」について議決権を行使できない株主が有する議決権の数は算入されない(303 IV)。 議案の要領通知請求権：その株主総会の目的である事項(議題)について議決権を行使することができない株主が 有する議決権の数は算入されない(305III)。

(注5) 定款で下回る期間を定めることができる。

(注6) 会場で新たな議題を議案とともに提案OK

※取締役会非設置会社では、招集通知で議題を事前に通知することが義務づけられておらず(299Ⅳ)、また、通知された議題以外でも決議できる(309Ⅴ)ため。

(注7) 取締役会設置会社は、株主総会で決議できる事項が、会社法の規定する事項と定款で定められた事項に限られるので(295Ⅱ)、提案できる議題は、法令・定款の範囲内の事項に限られる。

e x . 剰余金がないにもかかわらず、その配当を求める提案 ×

(注8) 可決される可能性が極めて低い議案につき、その要領を株主に通知することを請求することやこれを提出することは、権利の濫用であるため、これを制限する。

① 会社が、当該議案を提出することは差し支えない(§304の論点)。

② 提出議案が明らかに虚偽の事実に基づくものであるときでも、法定の要件を備えた請求であるときは、その議案の要領を、株主に通知しなければならない(§305の論点)。

③ 議題の追加を請求する権利(議題提案権-303)には、この制限なし。

※株主の基本的権利であるため。

(注9) 取締役の選任が株主総会の会議の目的となっている場合において、法定の手続(305)によって選任に関する議案を提出しなかった株主であっても、株主総会において取締役の候補者を提案する(303)ことができる。

(注10) e x . 欠格事由に該当する者を取締役に選任する提案 ×

(注11) 取締役会設置会社

⇒ 同一の株主総会における議案の要領の通知請求権に係る議案の数は「10」を上限とする(305Ⅳ-令和元年改正)。

※株主提案権の濫用的行使を制限するため、株主が提出できる議案の数を制限するものであり、取締役が提出する議案の数は制限されない。また、裁判所の許可を得て株主自身が株主総会を招集する場合(297Ⅳ)は、取締役に対し議案の要領の通知を請求することがないため、株主が提出することができる議案の数は制限されない。

a 取締役会非設置会社には、当該制限規定の適用なし。

※取締役会非設置会社では、株主総会の招集通知に記載された議題以外の事項についても決議することができる、議題提案権の行使の期限等も設けられていない(303Ⅰ・309Ⅴ)ため、株主は株主総会の議場において新たな議題及び議案を追加して提出することができる。そのような株式会社で、議案要領通知請求権を制限するのは相当でないため。

b 10個を超える部分の議案については、会社はこれを拒絶できる。

※拒絶するか否かは会社の任意であり、拒絶しなくても株主総会決議が違法となるわけではない(「会社法」第22版神田秀樹P196参照・一問一答令和元年改正会社法P65参照)。

c いずれの議案が10を超える議案となるかは、取締役がこれを定めるが、株主が議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従ってこれを定める（305V）。

d ①役員等（取締役・会計参与・監査役・会計監査人）の選任に関する議案、②役員等の解任に関する議案及び③会計監査人の不再任に関する議案は、それぞれ、当該議案に関する役員等の数にかかわらず、1つの議案とみなされる（305V①～③）。

e x. 取締役3名の選任、監査役1名の選任及び取締役2名の解任であれば、役員等の選任に関する議案1個＋役員等の解任に関する議案1個＝合計2個となる。

e 定款変更に関する2以上の議案については、当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば、その議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらは1つの議案とみなされる（305V④）。

e x. 監査役設置会社が監査等委員会設置会社に移行する場合に①監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備という議案、②監査役の廃止とそれに伴う規定の整備という議案が提出された場合に、監査等委員会設置会社は監査役を置くことができない（327V）ため、監査等委員会の設置という議案は、監査役の廃止を当然に予定している。そこで、①のみが可決されて②が否決された場合は、当該議決の内容は相互に矛盾することになる。

f 複数の株主が共同して行使した場合は、その各株主が提出する議案の数がそれぞれ上限の範囲内であることを要する。

e x. 株主A及び株主Bが共同して議案要領通知請求権を行使して7個の議案を提出した場合はA及びBがそれぞれ7個の議案を提出したことになるため、A又はBが他の株主Cと共同して行使する場合は、3個までの議案を提出することができることになる。

【令和元年改正】

株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をする場合
⇒当該請求の理由を明らかにしてしなければならない（311Ⅳ）

議決権行使書面の閲覧・謄写請求権について、株式会社は以下の場合を除いて拒絶することができない（311Ⅴ）

a 当該請求を行う株主（以下「 <u>請求者</u> 」という。）が <u>その権利の確保 o r 行使に関する調査以外の目的</u> で請求を行ったとき
b 請求者が当該株式会社の <u>業務の遂行を妨げ o r 株主の共同の利益を害する</u> 目的で請求を行ったとき
c 請求者が議決権行使書面の閲覧 o r 謄写によって <u>知り得た事実を利益を得て第三者に通報する</u> ため請求を行ったとき
d 請求者が <u>過去 2 年以内</u> において、議決権行使書面の閲覧 o r 謄写によって <u>知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある</u> ものであるとき

※改正前は、株主名簿の閲覧・謄写請求と異なり、株主が議決権行使書面の閲覧・謄写請求を行った場合に会社がこれを拒むことができる事由（拒絶事由）に関する規定はなかったが、実務上、議決権行使書面には、株主の住所等が記載されていることが多く、株主名簿の閲覧等が拒絶された場合に、議決権行使書面の閲覧等の請求が濫用的にされていることがあり、また、会社の業務の遂行を妨げる目的等、正当な目的以外の目的でその請求がされていることがあった。そこで、拒絶事由を設け、これに該当するか否かを会社が容易に判断できるように、その請求時には当該請求の理由を明らかにしてしなければならないとした。

代理人によって議決権が行使された場合の代理権を証する書面（委任状）等の閲覧等の請求についても、上記と同様の事由に該当するときは、会社はこれを拒むことができるとし、その請求時には当該請求の理由を明らかにしてしなければならないとした（310Ⅶ・Ⅷ）

三	第2章 機関
取締役	

1 取締役の就任

(1) 資格

① 欠格事由 (331)

a 欠格事由 (会社331)

ア 法人	※その手腕・能力を買われて選任されるものだから、その者の個性が重視される。 ゆえに、法人はなじまない。
イ 会社法・一般社団・財団法人法の規定に違反 or 金融商品取引法・民事再生法・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律・会社更生法・破産法上の一定の罪を犯し、刑に処せられた者	
ウ 上記イ以外の法令の規定に違反し、刑に処せられた者	

【制限行為能力者】 - 令和元年改正

未成年者	法定代理人の同意（民法823）
成年被後見人 (331の2I)	被後見人の同意 （後見監督人がある場合は、 被後見人及び後見監督人の同意 ）を得た上で、 成年被後見人が代わって 就任承諾をする。 ※①後見人が被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、被後見人である本人の同意を得なければならない（民法859Ⅱ・824ただし書）。取締役への就任は、被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき場合に該当するため、被後見人の同意が必要となる。 ②後見人が被後見人に代わって民法13条1項各号の行為をするには、 後見監督人がある場合はその同意 を得なければならない（民法864）。取締役等への就任は、通常、「 重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為 」（民法13Ⅰ③）に該当すると解され、後見監督人の同意も必要となる。
被保佐人	保佐人の同意 （331の2Ⅱ） 保佐人が代理権付与の審判（民法876の4Ⅰ）に基づき 被保佐人に代わって 就任承諾をする場合は、 被保佐人の同意 を得なければならない（331の2Ⅲ） ※保佐人が代理権付与の審判に基づき、 被保佐人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、被保佐人である本人の同意 を得なければならない（民法876の5Ⅱ・824ただし書）
被補助人	

上記の方法によらずになされた就任承諾は、初めから**無効**となる
⇒ ∴ 取消の対象とならない

成年被後見人・被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為
⇒ **行為能力の制限を理由**に取り消すことはできない（331の2Ⅳ）

※取締役等の職務の執行については、その効果は会社に帰属し、成年被後見人等である本人には帰属しないため、その取消しを認める必要性が乏しい。また、株主は自ら取締役等に選任した成年被後

見人等の行為によって生ずる不利益を甘受すべきであるから。

【テキスト I】 P 201 動画差替・追加（第 2 章 25）

- a 2人以上の取締役選任を目的とする株主総会
⇒株主は累積投票によって取締役を選任するよう会社に請求できる
- b 会日 5日前までに会社に請求
- c 各株主は 1 株につき 選任する取締役の数と同数の議決権を有する
- d 株主は 1 人のみに投票しても 2 人以上に議決権を分けて投票してもよい
- e 定款をもって、累積投票は排除できる

理由

※ア取締役会内部に対立が生じ、円滑な運営を阻害する。
イ累積投票の手続自体会社にとって煩わしい。
ウ外国人株主が自分たちの中から取締役を送込んで企業秘密を盗んでいく。

④選任行為

株主総会の選任決議に基づいて代表機関が 就任の申込



被選任者がこれに対して 就任を承諾



この 2 つがそろって就任が成立する

委任に準じる契約だからだ！



(4) 退任

退任事由	① 取締役の辞任 (330・民 651) (注 1)
	② 解任 (339)
	③ 任期満了 (332)
	④ <u>委任の終了事由</u> ⇒ <u>取締役の死亡・破産手続開始決定・後見開始 (注 2)</u> (330・民 653)
	⑤ 会社の解散 (475I・477I)
	⑥ 定款所定の資格喪失
	⑦ 欠格事由 (331I)

(注 1) 成年被後見人の辞任については民法の特則は規定されておらず、成年被後見人がした辞任の意思表示は取り消すことができる (民 9) ため、辞任の効力を確定的に生じさせるためには、成年被後見人が被後見人に代わって辞任の意思表示をすることが必要になると解されている (一問一答令和元年改正会社法 P 252)

(注 2) 令和元年改正により、成年被後見人は欠格事由でなくなったが、後見開始の審判を受けたことは委任の終了事由に該当する (民法 653③) ため、当該審判によりその地位を失うことに変更はない (一問一答令和元年改正会社法 P 267 参照)。

【テキスト I】 P217 動画差替・追加（第2章34取締役会2・3）

【取締役会設置会社と取締役会設置会社でない株式会社の比較】

	取締役会非設置会社	取締役会設置会社
①株主総会の決議事項	株式会社に関する一切の事項について決議することができる(295 I)	会社法に規定する事項及び定款で定められた事項に限られる(295 II)
②株主総会の招集通知	原則、制限なし(ただし299 II ①)	書面 or 電磁的方法(299 II ②・Ⅲ)
③議決権不統一行使の旨の事前通知	不要	必要(会日の3日前までにする(313 II))
④株主提案権の行使	単独株主権(303・305)	一定の制限がある場合あり(303・305)
⑤監査役を設置	不要 (会計監査人設置会社を除く)	原則として必要(327 II)
⑥計算書類等の備置の開始日	定時総会の日の1週間前(442 I ①)	定時総会の日の2週間前 (442 I ①括弧書)
⑦計算書類等の株主への提供	不要	必要(437)(注1)
⑧会計監査人設置会社における連結計算書類の株主への提供(注2)	不要	必要(444 VI)
⑨会計監査人設置会社における取締役会による連結計算書類の承認(注2)		必要(444 V)
⑩市場取引等による自己株式の取得決定権限の定款による取締役会への権限委譲		可(165 II) (注3)
⑪中間配当の可否		可(454 V)

(注1) 定時株主総会の招集通知に計算書類+事業報告の提供を要する。

(注2) 連結計算書類：会計監査人設置会社及びその子会社からなる企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして、法務省令で定めるもの

(注3) 株主総会の決定権が排除されるわけではない。

【令和元年改正】

株式会社（指名委員会等設置会社を除く(注)）が社外取締役を置いている場合において、以下のいずれかに該当するときは、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会の決議）によって、社外取締役に業務の執行を委託することができる（348の2-個別の事案ごとに委託する。包括的な委託は不可）。

(注) 社外取締役の設置が強制されている（400 III）ため、「社外取締役を置いている場合」の要件は適用なしの意味。

a 会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき
b その他取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき

※業務執行者と会社の利益相反の問題を回避する観点から社外取締役が関与していくことは有用であるが、「当該株式会社の業務を執行した」場合は、社外取締役の要件を満たさなくなる（2⑩イ）と規定されているため、社外取締役としての活動を萎縮させる場合がある。そこで、一定の要件及び手続に則って業務執行がなされた場合は、「当該株式会社の業務を執行した」ことにならないことを明文化した（ただし、業務執行取締役・執行役の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、業務執行者からの独立性が疑われ、社外取締役の規定の趣旨に反するため、原則どおり社外取締役の要件を満たさなくなる-348の2 III ただし書）。「その都度」としているのは、社外取締役が誰の監督も受けずに継続的に業務を執行するという事態が生じないようにするため。また、上記利益相反等が生じていても、社外取締役に業務の執行を委託することは義務ではない（e x. 利益相反の当事者とならない他の業務執行取締役に業務を執行させることができるのは、従前どおり）。

3 取締役の報酬等 ー平14・平17・令元改正

(1) 意義

- ① 取締役の 職務行為の対価たるもの
⇒民法でいうところの 委任事務処理の対価

- ② 賞与は、報酬そのものに含まれないが、§361の「報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（「報酬等」という。）」という形で、明文化された（平17改正）

- ③ 退職慰労金
 - a 在任中の職務執行の対価として認められる限り、「報酬」（旧269 I）にあたるとするのが従来からの判例（最判昭39.12.11）・通説であったが、これも361条で「その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（報酬等）」という形で明文化された（平成17改正）

 - b 株主総会が支給に関する「支給基準」を定めれば、その基準に従って 取締役会がその 具体的金額等を決定できるが、「無条件」での一任はできないとしている（最判昭44.10.28 同48.11.26参照）

(2) 「報酬等」の決定（361）

- ① 定款 o r 株主総会で決定する
⇒取締役会での決定不可
※不当に高額な報酬の決定、いわゆる「お手盛り」の防止

- ② 上記①では 個々の取締役についての支給額まで個別的に定める必要はない
▼
取締役全員に対する 総額 o r 最高限度額を定めればOK
▼
個々の取締役に對する 配分は 取締役会（多数決）で決定することが多い
（取締役会 非設置会社は、取締役の過半数による決定）
 - a 以下の会社は、上記総額等の定めに基づく 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として一定事項を 取締役会で決定しなければならない（VII）

<u>ア 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社</u>
<u>イ 監査等委員会設置会社</u>

 - ③ 上記アイの株式会社は、社外取締役の設置が強制されており、社外取締役が取締役会に参加し、取締役会による各取締役への職務の執行の監督を行うことが期待されている。そのような株式会社においては、取締役の報酬等の内容の決定手続においても、社外取締役の関与を強めることが必要であるため。逆に、社外取締役の設置が強制されない比較的小規模な株式会社においては、取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させる要請が必ずしも大きくないため、当該方針を決定することを義務づけていない。

- ② 監査等委員である取締役が除かれるのは、監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役との報酬については区別して定めなければならない(361I①)、定款又は株主総会で各取締役の報酬等を定めていない場合には、同条1項の範囲内で(ex.株主総会決議で総額の上限を定めた場合にはその範囲内で)監査等委員である取締役の協議によって定めることとなっているため(Ⅲ)、この規定と矛盾することのないよう整合性をとったもの。
- ③ 指名委員会等設置会社においては、報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決定し、その方針に従って個人別の報酬等の内容(404Ⅲ・409I)を決定することになっているため、取締役会が内容決定に関する方針を決定する必要はない。
- ④ 取締役会は、「報酬等の決定方針」の決定を取締役に委任することはできない(399の13V)。

※直接明文規定があるのは監査等委員会設置会社であるが、上記表アの会社においても報酬等の決定方針は、取締役会による取締役の職務執行の監督において重要であることから、特定の取締役のみによって決定されるべきものではなく、取締役会の決議によって決定されるべきものである。そこで、監査等委員会設置会社以外の会社においても、362条4項柱書に基づき、取締役に委任することはできないと解されている。

b 定めるべき報酬等の基本方針

ア <u>取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率</u> に関する決定の方針
イ <u>業績連動報酬等の有無及びその内容</u> に係る決定の方針
ウ 取締役の <u>個人別の報酬等の内容に係る決定の方法</u> (代表取締役に決定を一任する否か等も含む)の方針

- c 取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議によって定められている場合は、取締役会で上記方針を決定する必要はない(361Ⅶただし書)。

- ③ 不確定金額の報酬を与える場合
 ⇒ その具体的な算定方法を定める(I②)
 ex. その期の利益の25%

④ 金銭以外のものを報酬とする場合

a 非金銭報酬については、下記の事項を 定款又は 株主総会の決議によってこれを定める。

ア 株式 (I③)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限 ・ その他法務省令で定める事項
イ 新株予約権 (I④)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該新株予約権の数の上限 ・ その他法務省令で定める事項
ウ その他 (I⑥)	その具体的な内容

※令和元年改正前は、金銭でないものを取締役の報酬等として付与するためには、定款又は株主総会の決議でその具体的な内容を定めなければならないとされていた（下記表ウ）が、「具体的な内容」として財産上の利益をどこまで特定しなければならないかが解釈上明確ではなかった。各財産につき、これを明確に規定することは困難であるが、株式と新株予約権については、既存株主の持株比率低下等の経済的損失が生じる可能性があるため、株主がその影響やそれらを報酬等として付与する必要性等を判断できるように、その「具体的な内容」を明確にした。また、直接、株式や新株予約権を取締役の報酬等として与える場合だけでなく、金銭を報酬等としつつ、現物出資や相殺という方法によって、実質的に株式又は新株予約権を報酬等として付与する場合も、上記アイの各事項を定款又は株主総会の決議で定めることとした（361I⑤）

b 取締役の報酬である 株式に関する特則（上場会社のみ－202の2）

取締役の報酬等として株式の発行 or 自己株式の処分をするとき
⇒募集株式と引換えにする 金銭の払込み又は 現物出資財産の給付を 要しない（202の2I①）

※令和元年改正前は、発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、常に募集株式の 払込金額又はその 算定方法を定めなければならないとしていたが、そのため取締役の報酬として当該株式会社の株式を付与するには、実務上、その払込みに充てるための 金銭を取締役の報酬とした上で、取締役に募集株式を割り当て、引受人となった取締役をして株式会社に対する 報酬支払請求権をもって現物出資財産として給付させることによって株式を交付することが行われていた。しかし、このような方法が技巧的であり、かつ、この場合の資本金等の取扱いが明確でないと指摘されていた。

アこの場合は、募集株式の 払込金額又はその 算定方法及び払込期日又は 払込期間を定めることを 要しないが、以下の事項を定めなければならない（202の2I 柱書）

1 取締役の報酬等として当該募集に係る株式の発行等をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨
2 募集株式を割り当てる日（割当日）

イ募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる（209IV）

ウ定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、募集株式の引受けの申込みをし、又は総数引受契約を締結することができない（205Ⅲ）

エ 指名委員会等設置会社において執行役・取締役に対して報酬等として株式を付与する場合についても同様（202の2Ⅲ・205Ⅴ）

c 取締役の報酬である 新株予約権 に関する特則（上場会社のみ－236Ⅲ）

取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するとき

⇒当該新株予約権の行使に際して金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない（236Ⅲ①）

「取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行する」
⇒金銭を取締役の報酬とした上で、当該金銭をもって新株予約権と引換えにする金銭の払込みに充てる場合を指す

※令和元年改正前は、新株予約権は無償で発行できるが、新株予約権の行使に際しては、金銭の払込み等を要しないとはできなかった。これを認めると金銭の払込み等がまったくされない株式が発行され得ることとなり、債権者や既存の株主に損害を与えるおそれがあるためであるが、取締役の報酬等として新株予約権を発行する場合には、取締役は当該株式会社に対して職務の執行により役務を提供することになるため、この趣旨は必ずしも妥当しないといえる。

また、実務上は、行使価額を1円とする等して、実質的に行使に際して金銭の払込み等を要しない新株予約権を発行するという扱いがなされていたが、このような技巧的な取扱いをすることなく、より円滑に新株予約権を取締役の報酬として付与することができるようにした。

アこの場合は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法を当該新株予約権の内容とすることを要しないが、以下の事項を当該新株予約権の内容としなければならない（236Ⅲ柱書）

1 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は会社法236条1項第3号の財産の給付を要しない旨

2 取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

これらの事項を定めたときは、その定めを登記しなければならない（911Ⅲ12ハ）

イ 指名委員会等設置会社において執行役・取締役に対して報酬等として新株予約権を発行する場合についても同様（236Ⅳ）

- ⑤ 上記 確定額・不確定額・非金銭 の各報酬等に関する事項を定め、又はこれを改定する場合
⇒ 当該議案を提出した取締役は、株主総会において、当該事項を 相当とする理由を説明しなければならない (Ⅳ)

「相当とする理由」

⇒ そのような報酬等を定めることが必要かつ合理的であることについて、株主が理解することができる説明をする (一問一答令和元年改正会社法 P 87)

※ 令和元年改正前は、③④のみを対象としており、②の 確定額で定める場合は対象外となっていた が、近年は 確定額・不確定額・金銭・非金銭の報酬等を組み合わせて付与することが一般化 されており、当該議案に示されている 確定額である金銭の報酬等の額が総額に対して占める割合等についても検討することが必要となっているため、改正により確定額も対象とした。

- ⑥ 一旦、定款又は株主総会 で取締役の報酬額が具体的に定められた以上その報酬額は、株式会社と取締役間の契約内容 となり、契約当事者である株式会社と取締役の 双方を拘束する

▼ ゆえに

その後、株主総会が当該取締役の報酬につきこれを 無報酬 とする旨の決議をしたとしても、当該取締役は、これに 同意しない限り、当該報酬の請求権を失うものではない

▼ そして

この事は、取締役の 職務内容に著しい変更 があり、それを前提に無報酬とする旨の株主総会の決議された場合であっても異なる

(最判平4.12.18参照)

- ⑦ 株主総会の決議を経て、役員に対する退職慰労金の算定基準等を定める会社の内規に従い支給 されることとなった会社法 361 条 1 項にいう取締役の報酬等にあたる退職慰労年金について、退任取締役相互間の公平を図るため集团的、画一的な処理が制度上要請されているという理由のみから、上記内規の廃止の効力を既に退任した取締役に及ぼし、その同意なく未支給の退職慰労年金債権を失わせることはできない (最判平 22. 3. 16 - もみじ銀行事件)。

取締役 - 退任

▼

算定基準等を定めた内規に従い、支給決定

▼ その後

内規を廃止

(退任取締役相互間の公平を図るため集团的、画一的な処理が制度上要請されているという理由のみ)

▼

同意なく、未支給の退職慰労年金債権を失わせる ×

※ 具体的な報酬請求権が一旦発生した以上、取締役の同意なく当該報酬を減額・無報酬化することは できない (最判平 4. 12. 18) とされており、退職慰労年金 について、当該年金に関する内規が廃止された場合でも 同様 であることが判断された。

2 監査役の就任

(1) 資格

① 欠格事由（335・331・331の2）

ア 法人 ※その手腕・能力を買われて選任されるものだから、その者の個性が重視される。 ゆえに、法人はなじまない。
イ 会社法・一般社団・財団法人法の規定に違反 or 金融商品取引法・民事再生法・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律・会社更生法・破産法上の一定の罪を犯し、刑に処せられた者
ウ 上記イ以外の法令の規定に違反し、刑に処せられた者

【制限行為能力者】 一 令和元年改正

未成年者	法定代理人の同意（民法823）
成年被後見人 （331の2 I）	被後見人の同意（後見監督人がある場合は、 被後見人及び後見監督人の同意 ）を得た上で、 成年被後見人が代わって 就任承諾をする。 ※① 後見人が被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、 <u>被後見人である本人の同意</u> を得なければならない（民法859Ⅱ・824ただし書）。監査役への就任は、被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき場合に該当するため、被後見人の同意が必要となる。 ② 後見人が被後見人に代わって <u>民法13条1項各号の行為</u> をするには、 <u>後見監督人がある場合はその同意</u> を得なければならない（民法864）。監査役等への就任は、通常、「 <u>重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為</u> 」（民法13Ⅰ③）に該当すると解され、後見監督人の同意も必要となる。
被保佐人	保佐人の同意 （335・331の2Ⅱ） 保佐人が代理権付与の審判（民法876の4Ⅰ）に基づき 被保佐人に代わって 就任承諾をする場合は、 被保佐人の同意 を得なければならない（335・331の2Ⅲ） ※保佐人が代理権付与の審判に基づき、 <u>被保佐人の行為を目的とする債務を生ずべき行為</u> を代理する場合は、 <u>被保佐人である本人の同意</u> を得なければならない（民法876の5Ⅱ・824ただし書）
被補助人	

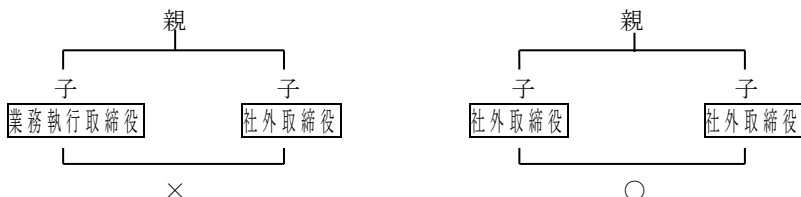
上記の方法によらずになされた就任承諾は、初めから**無効**となる
 ⇒ ∴ 取消の対象とならない

成年被後見人・被保佐人がした監査役等の資格に基づく行為
 ⇒ **行為能力の制限を理由**に取り消すことはできない（335・331の2Ⅳ）

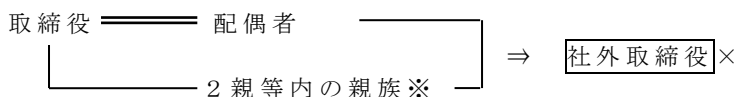
※ 監査役等の職務の執行については、その効果は会社に帰属し、成年被後見人等である本人には帰属しないため、その取消しを認める必要性が乏しい。また、株主は自ら監査役等に選任した成年被後見人等の行為によって生ずる不利益を甘受すべきであるから。

【テキスト I】 P 295 動画差替・追加（第 2 章 81-2）

（注 6）兄弟会社の **社外取締役** は、同時に他の兄弟会社の **社外取締役** になることができる。

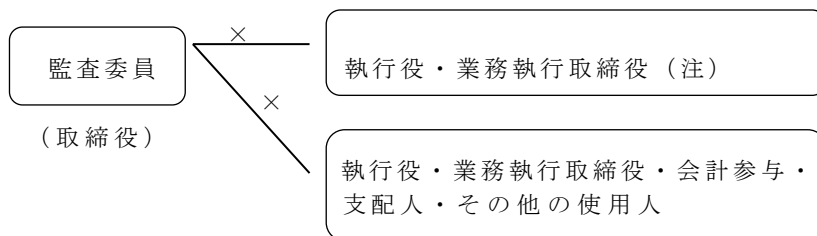


（注 7）



※親族には **姻族**（配偶者の血族）も含むから、**配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹** も不可（「改正会社法と商業登記の最新実務論点」金子 P 26 参照）。

- ④ **監査委員会** を組織する取締役（**監査委員**）は指名委員会等設置会社又はその子会社の **執行役・業務執行取締役・指名委員会等設置会社の** 子会社の会計参与（法人のときは、その職務を行うべき社員）・支配人・その他の使用人を兼ねることができない（400Ⅳ）
 c.f. 過去にこれらの地位にあったことは、禁止の対象ではない。



（注）指名委員会等設置会社において、業務執行取締役とは、執行役を兼ねる取締役ということになるので、執行役とは別に規定していることには、およそ意味がないと解されている。また、**支配人・その他の使用人**については、前記 2（2）②において取締役との兼任が禁止されていることから、**取締役であることを前提とする監査委員との兼任も当然禁止の対象となる**。会計参与については、そもそも取締役である監査委員は、会計参与としての欠格事由となっている（333Ⅲ）。そこで、親会社の**会計参与を親会社の監査委員（その前提としての取締役）**に選任し、被選任者が就任を承諾した場合は、**会計参与の地位を失うことになる**。

【令和元年改正】

以下、**いずれの要件も満たす株式会社は、社外取締役を置かなければならない**（327の2-基本的には、上場会社が想定されている。社外取締役は1名で足りる。）

- ① **監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）**
 ② 発行する株式について **有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社**

※株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社は、**不特定多数の株主が存在し得ることから、社外取締役による業務執行者に対する監督の必要性が特に高い**ため。また、**そのような株式会社のうち、さらに監査役会の設置が強制されている株式会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）は、一般的にその規模から、社外取締役の人材確保に伴い生ずるコストを負担することができる**ため。

6 執行役

(1) 執行役の権限

① 執行役は、以下の職務を行う(418)

a 取締役会の決議により委任を受けた 業務執行の決定
b 業務執行 (対内的側面) (注)

(注) **業務執行権を有しない**執行役の存在は認められない。

取締役は、原則として業務執行をすることができない。

理由

※執行と監督を切り離すことにより、業務執行をする者に対する取締役会の監督機能の強化を図ったもの。しかし、取締役である者を執行役に選任できるので、完全な分離は実現できていない。

② 取締役会は、その **決議によって**、執行役に相当広い範囲で **業務執行に関する事項の決定**を委任することができる(416Ⅳ各号)

※迅速な意思決定をするため。

委任できる 主なもの	a 支配人その他重要な使用人の選任及び解任
	b 支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止
	c 取得条項付株式・取得条項付新株予約権の取得の日、取得する株式・新株予約権の決定
	d 自己株式・自己新株予約権の消却
	e 株式の分割
	f 株式・新株予約権の無償割当
	g 単元株式数の減少
	h 株式・新株予約権・社債の引受人の募集・割当て
	i 株式の発行と同時に減資を行う場合の資本金・準備金の減少
	j 略式・簡易組織再編

しかし、一定の重要事項は **執行役に委任できない**(416Ⅳただし書各号-k~o 令和元年会により追加)

委任できない 主なもの	a 株式の譲渡制限会社において、譲渡を承認する否か及び指定買取人の決定
	b 株主総会開催の日時・場所・会議の目的・書面による議決権行使を認める旨・電磁的方法による議決権行使を認める旨等の決定
	c 取締役・執行役の競業・利益相反取引の承認
	d 委員の選定・解職
	e 執行役の選任・解任
	f 代表執行役の選定・解職
	g 合併契約(株主総会の決議による承認を要しないものを除く)の内容の決定
	h 吸収分割契約(株主総会の決議による承認を要しないものを除く)の内容の決定
	i 新設分割計画(株主総会の決議による承認を要しないものを除く)の内容の決定
	j 株式交換契約(株主総会の決議による承認を要しないものを除く)の内容の決定
	k 株式移転計画の内容の決定
	l 社外取締役への業務執行の委託
	m 補償契約の内容の決定
	n 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
	o 株式交付計画(株主総会の決議による承認を要しないものを除く)の内容の決定

- ③ 執行役は業務執行権を有するが、当然に会社代表権を有するものではなく、代表執行役が代表権を有する

(2) 資格

- ① 欠格事由については、取締役の欠格事由が準用される(402Ⅳ)

ア 法人 ※その手腕・能力を買われて選任されるものだから、その者の個性が重視される。 ゆえに、法人はなじまない。
イ 会社法・一般社団・財団法人法の規定に違反 or 金融商品取引法・民事再生法・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律・会社更生法・破産法上の一定の罪を犯し、刑に処せられた者
ウ 上記イ以外の法令の規定に違反し、刑に処せられた者

【制限行為能力者】 - 令和元年改正

未成年者	法定代理人の同意 (民法823)
成年被後見人 (331の2Ⅰ)	<u>被後見人の同意</u> (後見監督人がある場合は、 <u>被後見人及び後見監督人の同意</u>) を得た上で、 <u>成年被後見人が代わって</u> 就任承諾をする。 ※① 後見人が被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき行為を代理する場合は、 <u>被後見人である本人の同意</u> を得なければならない(民法859Ⅱ・824ただし書)。執行役への就任は、被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき場合に該当するため、被後見人の同意が必要となる。 ② 後見人が被後見人に代わって <u>民法13条1項各号の行為</u> をするには、 <u>後見監督人がある場合はその同意</u> を得なければならない(民法864)。執行役等への就任は、通常、「 <u>重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為</u> 」(民法13Ⅰ③)に該当すると解され、後見監督人の同意も必要となる。
被保佐人	<u>保佐人の同意</u> (331の2Ⅱ) 保佐人が代理権付与の審判(民法876の4Ⅰ)に基づき <u>被保佐人に代わって</u> 就任承諾をする場合は、 <u>被保佐人の同意</u> を得なければならない(331の2Ⅲ) ※保佐人が代理権付与の審判に基づき、 <u>被保佐人の行為を目的とする債務を生ずべき行為</u> を代理する場合は、 <u>被保佐人である本人の同意</u> を得なければならない(民法876の5Ⅱ・824ただし書)
被補助人	

上記の方法によらずになされた就任承諾は、初めから無効となる
⇒ ∴ 取消の対象とならない

成年被後見人・被保佐人がした執行役等の資格に基づく行為
⇒ 行為能力の制限を理由に取り消すことはできない(331の2Ⅳ)

※執行役等の職務の執行については、その効果は会社に帰属し、成年被後見人等である本人には帰属しないため、その取消しを認める必要性が乏しい。また、株主は自ら執行役等に選任した成年被後見人等の行為によって生ずる不利益を甘受すべきであるから。

【テキスト I】 P 315

ただし、以下の事項は取締役委任できない(会社399の13V各号-r~u令和元年会により追加)

a 譲渡制限株式の譲渡を承認するか否か及び指定買取人の決定
b 定款で市場取引等により自己株式を取得することを取締役に授權している場合における取得株式の種類・数・取得価額の総額の決定 ※剰余金の株主への分配の性質があるため。
c 譲渡制限新株予約権の譲渡を承認する
d 株主総会招集通知の内容の決定（開催の日時・場所・会議の目的・書面による議決権行使を認める旨・電磁的方法による議決権行使を認める旨等）
e 株主総会に提出する議案内容の決定
f 取締役の競業・利益相反取引を承認するか否かの決定
g 取締役会の招集権者である取締役の決定
h 監査等委員会設置会社と監査等委員である取締役との間の訴えについての会社代表者の決定
i 定款の定めがある場合の役員等の責任の一部免除の決定
j 計算書類・事業報告・附属明細書・臨時計算書類・連結計算書類の承認
k 中間配当の決定
l 事業譲渡等の契約の内容の決定
m 合併契約（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
n 吸収分割契約（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
o 新設分割計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定
p 株式交換契約の（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）内容の決定
q 株式移転計画の内容の決定
r 社外取締役への業務執行の委託
s 補償契約の内容の決定
t 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
u 株式交付計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く）の内容の決定

※指名委員会等設置会社において、執行役に委任することができない事項（416IV）とほぼ同じ。一委任が可能な事項の範囲は両者で一致するといえる。

ただし、以下の事項は、監査等委員会設置会社において掲げられていない。

a 指名委員会の権限事項
b 三委員会の委員の選定等
c 執行役・代表執行役の選任・選定等

【テキスト I】 P 361 動画差替・追加（第 2 章 112）

（ 9 ） 訴訟上の和解における取締役の責任の免除（ 8 5 0 ）

- ① 役員等の責任を追及する訴訟について、会社が和解をする場合
⇒ 総株主の同意は不要（850Ⅳ・424）

理由

※和解は取締役の責任の一部免除を伴うものであるため、本来的には総株主の同意が必要であるが、それでは事実上、和解は不可能となってしまうので、平成 13 年改正により総株主の同意は要しないものとした。また、裁判上の和解においては、裁判所が後見的に関与しており、その監督が期待できるため、和解内容につき、ある程度合理性が確保されているから。

- ② 株主が責任追及等の訴えにおいて、和解をする場合
a 会社がその和解の当事者でないとき（株主が原告の場合）は、裁判所は会社に対して和解内容を通知し、かつ、その和解に異議があれば 2 週間以内に述べるべき旨の催告をしなければならない。

理由

※この規定により、原告である株主が和解権限を有することが明確となった。
また、権利主体である会社の利益を保護するため、会社への通知・催告を必要とした。

- b 会社が異議申述期間内に書面をもって異議を述べない場合
⇒ 裁判の通知内容をもって和解することを承認したものとみなされる
この場合も、総株主の同意は不要

- ③ 取締役等の違法配当責任は、分配可能額を超える部分については、総株主の同意があっても免除することができないこととされていることから、責任追及等の訴えに係る訴訟においても、当該部分については、和解をすることができない（850Ⅳ）

- ④ 会社が取締役（監査等委員及び監査委員を除く）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合

- a 以下の者の同意を得なければならない（849の2-令和元年改正）

監査役設置会社	<u>監査役</u> （注） （監査役が 2 人以上ある場合は、 <u>各監査役</u> ）
監査等委員会設置会社	各監査等委員
指名委員会等設置会社	各監査委員

（注）監査役の特権が会計監査のみの場合は、監査役の同意不要

- b 本条は上記取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の**手続規定**であり、監査役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解には適用されない（一問一答令和元年改正会社法 P 231 参照）
- c 後記（11）多重代表訴訟における和解には本条を適用するとはしていない（一問一答令和元年改正会社法 P 233 参照）

【会社補償一令和元年改正】

(1) 補償契約

- ① 役員等に対して、その職務の執行に関して発生した全部又は一部の費用や損失を会社が事前又は事後に負担する契約

費用：役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する防御費用（ex. 弁護士費用）

損失：第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における賠償金・和解金

- ② 会社が補償契約の内容を決定するには、以下の決議を要する（430の2）

a 取締役会設置会社	取締役会の決議
b 取締役会非設置会社	株主総会の決議

※補償契約には、会社と役員等との利益相反の側面があり、また、補償契約の内容が役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあるため、その内容を決定する手続は、利益相反の承認に準ずるものとするのが相当とされた。ゆえに、補償契約については、契約当事者が取締役又は執行役であっても、重ねて利益相反取引規制として取締役会又は株主総会の承認等の手続に関する規律（356Ⅰ・365Ⅱ）を適用する必要は低いため、これを適用しない（430の2Ⅵ）。そうすると、形式的には民法108条（自己契約・双方代理）の規定の適用除外を定める356条2項の規定も適用されないことになるが、取締役会又は株主総会の決議によって内容が定められた補償契約の締結については、実質的に356条1項の承認を受けた取引と同様に取り扱うべきであるから、民法108条の規定は適用しない（当該契約の締結が無権代理行為とならない）こととした（430の2Ⅶ）

- ③ 取締役会は、補償契約の内容の決定を取締役又は執行役に委任することはできない（399の13Ⅴ⑫・416Ⅳ⑭・監査役設置会社においても、取締役会は、この決定を取締役に委任することができないことを前提としている「一問一答令和元年改正会社法」P104）

- ④ 補償契約に基づき補償を実行する際には、上記決議は要しない。

※補償契約の内容を決定する手続は、利益相反の承認に準じており、利益相反の場合には、契約の実行について別途、株主総会又は取締役会の決議を要するとはしておらず、取締役会設置会社では、取引についての重要な事実を取締役に報告することとされている（365Ⅱ）ため、これと同様にすべきと考えられた。ただし、取締役会設置会社においては、個別具体的事情によっては、補償契約に基づき補償をすることの決定が「重要な業務執行の決定」（362Ⅳ柱書）に該当し、取締役会の決議を要するケースもあり得る。

(2) 補償の対象

① 以下の費用及び損失が補償の対象となる。

費用	役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに <u>対処するために支出する費用</u> (e.g. 弁護士費用)
損失	役員等が、その職務の執行に関し、 <u>第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合</u> <u>ア損害を役員等が賠償することにより生じる損失</u> <u>イ損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、役員等がその和解に基づく金銭を支払うことにより生じる損失</u>

	損害賠償		刑事罰 (罰金・課徴金等)
	対会社	対第三者	
費用	○	○	○
損失	×(注1)	○	×(注2)

(注1) これを補償の対象とすると、会社法が定める会社に対する損害賠償責任免除の手続によらずにその免除を実現することになってしまうため。

(注2) これを補償の対象とすると罰金・課徴金等を定めている各根拠規定の趣旨を損なうおそれがあるため。

② 補償契約を締結している場合であっても、以下の費用・損失は補償することができない (430の2 II ①～③)

費用	費用のうち <u>通常要する額を超える部分</u>
損失	a 会社が第三者に対して損害を賠償した場合において、 <u>当該役員に対して求償することができる部分</u> (注1)
	b 役員等がその職務を行うにつき <u>悪意又は重大な過失</u> があったことにより第三者に対して損害を賠償する責任を負う場合における賠償金・和解金 (注2)

(注1)

代表取締役その他の代表者(仮代表取締役・職務代行者)がその職務を行うについて、第三者に損害を与えたことにより不法行為に基づく損害賠償責任を負う場合は会社も賠償責任を負う (350) が、このような場合がこれに該当する(補償の対象にならない)と解されている。これを補償の対象とすると、当該役員等の会社に対する損害賠償責任を免除することと実質的に同じになってしまうため、上記①(注1)の内容と矛盾することとなる。逆に求償ができない場合とは、たとえば会社と社外取締役との間で責任限定契約が締結されており、当該社外取締役が会社に対して賠償する責任を負う損害のうち、当該社外取締役が当該責任限定契約を根拠に賠償する責任を負わないとされた額に相当する金額については、会社は求償することができないことになる。そこで、その金額分については、代表取締役その他の代表者がこれを第三者に支払う場合は補償の対象となる。

(注2)

ア役員等に悪意又は重大な過失があったことを要件とする429条1項に基づく役員等の第三者に対する損害賠償責任は、補償の対象とならないことになる。

イ結局、補償の対象となるのは、当該役員等がその職務を行うにつき重大な過失とはいえない程度の過失（軽過失）が認められるために民法709条等の規定に基づく損害賠償責任を第三者に負う場合である。

e x. 適正な労働条件が確保されていなかったことから業務中に従業員が死亡した場合において、取締役がこれを確保すべき注意義務に違反したため、軽過失は認められるが重過失までは認められない場合がこれに該当する。悪意及び重大な過失がなかった以上、会社法429条1項に基づく損害賠償責任は認められないが、軽過失があった場合は、民法709条に基づく不法行為責任は認められるため、当該損害を取締役が賠償することによって生じた損失は補償の対象となる。

ウ「費用（防御費用）」については、役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合でも補償することができる。

※会社がこれを負担することが会社の損害拡大の防止につながり、結果として会社の利益となる場合がある。また、防御費用であれば、これを会社が補償しても、通常は役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれが高くなるとはいえないため。

(3) 事後の返還請求

役員等が自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は会社に損害を加える目的で職務を執行したことを会社が事後に知った場合

⇒役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる（430の2Ⅲ）

※役員等が不当な目的で職務を執行していたような悪質な場合において、会社の費用で防御費用が賄われることとなると、役員等の職務の適正性が損なわれるおそれがあるため。ただ、防御費用の補償は訴訟等の進行過程において必要となる可能性が高いにもかかわらず、当該補償が必要となる時点においては、当該事案の全容が明らかでないことも多く、当該費用が必要であるか否かにつき、会社が判断することが困難となるため、これを会社からの返還請求という形式で調整した。

(4) 事後の報告

①補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない（430の2Ⅳ）

②執行役に準用あり（Ⅴ）

【役員等賠償責任保険契約－令和元年改正】

①役員等賠償責任保険契約

会社が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものから、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いたもの（430の3I）

a 会社役員賠償責任保険（D&O保険）やこれに準ずる保険契約がこれに該当することを前提としている。

b 会社を被保険者とする保険契約については、会社補償に関する規律（430の2）が適用され、本条は適用されない。

c 会社ではなく、役員等が自ら保険契約者となって締結するD&O保険に係る保険契約については、本条は適用されない。

②会社が役員等賠償責任保険契約の内容を決定するには、以下の決議を要する（430の3I）

a 取締役会設置会社	取締役会の決議
b 取締役会非設置会社	株主総会の決議

※役員等賠償責任保険契約には、会社と役員等との利益相反の側面があり、また、役員等賠償責任保険契約の内容が役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあるため、その内容を決定する手続は、利益相反の承認に準ずるものとするのが相当とされた。ゆえに、役員等賠償責任保険契約については、被保険者が取締役又は執行役であっても、重ねて利益相反取引規制として取締役会又は株主総会の承認等の手続に関する規律（356I・365II）を適用する必要は低いため、これを適用しない（430の3II）。そうすると、形式的には民法108条（自己契約・双方代理）の規定の適用除外を定める356条2項の規定も適用されないことになるが、取締役会又は株主総会の決議によって内容が定められた役員等賠償責任保険契約の締結については、実質的に356条1項の承認を受けた取引と同様に取り扱うべきであるから、民法108条の規定は適用しない（当該契約の締結が無権代理行為とならない）こととした（430の3III）

「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるもの」については、上記決議は要しない。

e x . 生産物賠償責任保険（PL保険）・企業総合賠償責任保険（CGL保険）・使用者賠償責任保険・個人情報漏洩保険・自動車損害賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険

※生産物賠償責任保険（PL保険）・企業総合賠償責任保険（CGL保険）・使用者賠償責任保険・個人情報漏洩保険等については、会社がその業務を行うにあたり、会社に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結されるものであり、裁判ではともに被告とされることが多い役員等が付随的に被保険者に追加されていることが多い。そこで、D&O保険のように役員等自身の責任に起因する損害を填補することを主たる目的とする保険と比較して利益相反性が類型的に低く、また、販売されている保険の種類や数が膨大であり、これらに上記規律を適用すると実務上甚大な影響が想定されることから、これらの保険に係る契約には、当該規律を適用しないこととした。

また、自動車損害賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険については、役員等自身に生ずることのある損害を填補することを目的として、役員等自身を被保険者とするものである。そこで、形式的には上記規律の対象となり得るが、当該保険によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれが大きくなるとはいえず、これらの保険についても、販売されている保険の種類や数が膨大であり、これらに上記規律を適用すると実務上甚大な影響が想定されることから、これらの保険に係る契約には、当該規律を適用しないこととした。

- ③取締役会は、役員等賠償責任保険契約の内容の決定を取締役又は執行役に委任することはできない（399の13V^⑬・416IV^⑭・監査役設置会社において、この決定を取締役に委任することができないことを前提としている「一問一答令和元年改正会社法」P129）。